

厚生労働省発雇均0323第1号

令和5年3月23日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令案要綱」について、貴会の意見を求める。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令案要綱

第一 移転の対象から除かれる共済契約

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（以下「法」という。）第三十七条において読み替えて準用する保険業法第百三十五条第二項（法第三十六条第三項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める共済契約は、次に掲げるものとする。 （第一

条関係）

一 法第三十七条において読み替えて準用する保険業法第百三十七条第一項の規定による公告又は通知（二において「公告等」という。）の時ににおいて既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二 公告等の時ににおいて既に共済期間が終了している共済契約（公告等の時ににおいて共済期間の途中で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、一に掲げるものを除く。）

第二 共済契約の移転の異議申立てに係る共済金請求権等の範囲

法第三十七条において読み替えて準用する保険業法第百三十七条第三項（法第三十六条第三項の規定に

より適用する場合を含む。)に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とすること。(第二条関係)

一 共済金請求権

二 返戻金、契約者割戻し(法第二十一条第一項に規定する契約者割戻しをいう。第四の二において同じ。)に係る割戻金その他の給付金(共済金を除く。)を請求する権利

第三 解散等の認可をしない理由とならない共済契約

法第四十二条第三項に規定する政令で定める共済契約は、次に掲げるものとする。 (第三条関係)

一 法第四十二条第一項の認可の申請(二において「申請」という。)の日において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。)

二 申請の日において既に共済期間が終了している共済契約(申請の日において共済期間の途中で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、一に掲げるものを除く。)

第四 債権者の異議に関する特則に係る共済金請求権等の範囲

法第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第六十五条の二十四第五項に規

定する政令で定める権利は、次に掲げる権利（同条第二項の規定による公告の時ににおいて既に生じているものに限る。）とすること。（第四条関係）

一 共済金請求権

二 返戻金、契約者割戻しに係る割戻金その他の給付金（共済金を除く。）を請求する権利

第五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的
読替え

法第四十八条第九項において行政庁が選任した清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えを定めること。（第五条関係）

第六 共済募集を行うことができる銀行等の範囲

法第五十四条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。（第六条関係）

一 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）

二 信用金庫

三 信用協同組合

第七 保険業法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え

法第五十五条において所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人等について保険業法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えを定めること。（第七条関係）

第八 施行期日

この政令は、法の施行の日（令和五年六月一日）から施行すること。（附則関係）